

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（概要）

背景

- 特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は極めて憂慮すべき状況（※）。これらに関する匿名・流動型犯罪グループへの対策は治安上の最重要課題。
- これら犯罪では預貯金口座等の金融サービスが悪用されており、手口も巧妙化。

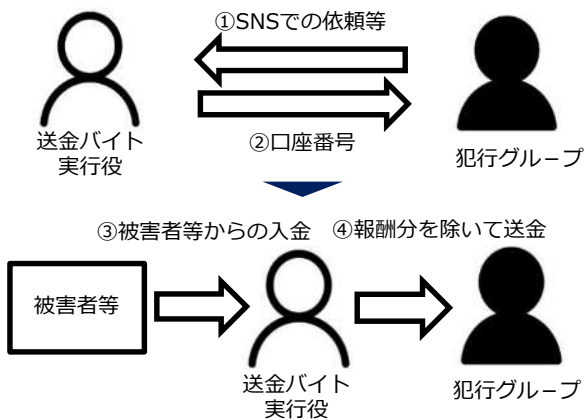
※令和7年中のこれら被害額の合計は約3,257億円

改正の概要

1 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ（第25条～第31条）

| | 現行 | 改正後 |
|------------|--------------------------|----------------------------|
| 下記以外 | 1年以下の拘禁刑 又は100万円以下の罰金 | 3年以下の拘禁刑 又は500万円以下の罰金 |
| 業として行われるもの | 3年以下の拘禁刑 又は500万円以下の罰金 | 5年以下の拘禁刑 又は1,000万円以下の罰金 |

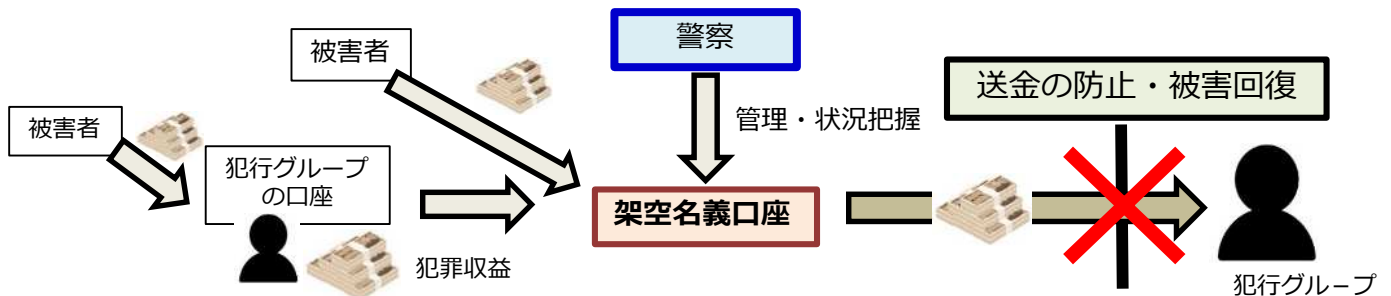
2 いわゆる「送金バイト」に対する罰則の創設（第32条）



- 通常の商取引等正当な理由がないのに、有償で、他人に対し、同人名義の口座を使用させたまま、当該口座に振り込まれた財産を別口座に移転するよう依頼する行為に対する罰則を創設（※送金バイト実行役に対する罰則も創設）

- 2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金（業として行われるものについては3年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金）

3 「架空名義口座」を利用した新たな措置の創設（第19条の2～第19条の29）



【制度の概要】

- 警察が金融機関等の協力を得て「架空名義口座」を開設。これを口座売買を勧誘する者に譲渡するなどした上で、入金された財産の送金防止措置等を講じ、預貯金口座等の犯罪利用防止を図る（⇒被害者への被害回復も可能）。
- 入金された財産は被害者等に原則返還するが、返還されなかった財産は一定の手続きを経て他の被害者の被害回復のための給付金の原資とし、なお残余した金銭は都道府県で犯罪被害者等の支援施策に充てるよう努める。